

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

福山ケアハートガーデン グループホームあづみ

## 運営規程

## 第1条（目的）

この規程は、ケアハートガーデン株式会社が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2条（事業の目的）

本事業は、認知症の症状によって要介護・要支援2の状態になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活上での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

## 第3条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、介護保険法並びに関係する省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図る。

## 第4条（事業所の所在地及び名称）

本事業所の所在地及び名称は次の通りとする。

- 1 所在地 広島県福山市久松台三丁目8番23号
- 2 名称 福山ケアハートガーデン グループホームあずみ

## 第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 2名（常勤、介護職員兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 2名（常勤、介護職員兼務1名 非常勤、介護職員兼務1名）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 15名

（常勤9名 介護職員兼務3名 非常勤3名（内1名 計画作成兼務））

介護従事者は、利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

- ④ 看護職員 1名（非常勤）

看護従事者は、利用者に対し必要な医療的支援を行う。

## 第6条（利用定員）

利用定員は、18名とする。

## 第7条（介護の内容）

1 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練。
- ② 利用者の生活相談、健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切な措置。
- ③ 利用者が家庭的な環境のもとで、それぞれの役割を持って日常生活が送れる為の支援。
- ④ 利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

## 第8条（介護計画の作成）

1 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文書にて同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

## 第9条（利用料等）

1 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の利用料は、介護報酬の告示上の1割、2割又は3割とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- |   |           |
|---|-----------|
| ① 家賃  | 60,000円／月 |
| ② 食費  | 39,900円／月 |
| 「内訳 朝食330円、昼食550円、夕食450円 (一日 1,330円)、行事食は利用者の選択とし、利用契約時に同意を得た場合に提供し、行事食はその内容により食費の実費を別途必要とする」 |           |
| ③ 生活費（水道光熱費）  | 24,200円／月 |
|   | (一日 806円) |
| ④ その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が希望し負担することが適當と認められる費用（理美容代、紙おむつ代、クリーニング代等）                         | 実 費       |
| 2 月の中途における入居または退居については、食費については日割り計算とし、入院・外泊についても同様とする。  |           |
| 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替または振込みによって指定期日までに受けるものとする。                                   |           |

## 第10条（入退居に当たっての留意事項）

1 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の対象者は、次の各号を満たす者とする。

- ① 要介護・要支援2認定者で、且つ認知症であると医師が認定すること。

- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - ③ 自傷他害の恐れがないこと。
  - ④ 常時、医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が必要でないこと。尚、詳細については入退居基準審査マニュアルに基づくものとする。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居となる場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

#### 第11条（秘密保持）

- 1 事業者や従業者そのほか事業に携わる者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさない。
- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができるものとする。

ただし、事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に医療上必要な限度で、利用者の心身の情報等を提供することができるものとする。
- 3 事業者は、事業所の従業者、そのほか事業に携わっていた者が、在職中に知ることができた利用者および利用者の家族の秘密を、退職後も第三者に漏らすことのない旨を、従業者との雇用契約書に定める。

#### 第12条（苦情処理）

- 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 苦情処理対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。

#### 第13条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入し、利用契約時に保険内容の説明を行う。

#### 第14条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期

的に実施する。

- (4) 必要に応じて保健所の指導・助言を得るよう努める。

#### 第15条（緊急時における対応策）

- 1 利用者的心身の状態に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### 第16条（協力医療機関等）

- 1 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

#### 第17条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第18条（身体拘束）

- 1 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

- 介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### 第19条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。
- 3 非常災害対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。
- 4 防火管理者を管理者と定め、消防計画に基づき非常災害時の対応及び3日間分の非常食・飲料水・防寒具等を備蓄する。

#### 第20条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第20条（その他運営についての重要事項）

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
  - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施する。
  - ② 経験に応じた研修 年4回の介護技術・介護知識に関する研修の実施と、従業者の能力・資質向上のための研修を随時行う。
- 2 事業所はこの事業を行うため、介護記録、入居者用者預り金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

制定実施	令和 7年 7月 1日
改訂実施	令和 年 月 日

Azumi250701